

著作權

教育機関における複製の許容

教育機関では、著作権法第35条第1項により、著作物の複製が許容されている。

学校その他教育機関において教育を担当する者とその授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的として、必要と認められる限度で公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

教育機関における複製の許容

著作権法第35条第1項

学校その他教育機関において教育を担任する者とその授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的として、必要と認められる限度で公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

学校その他教育機関

小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、公民館、教育センター、職業訓練所

営利を目的のところ(塾、予備校)は含まれない

教育機関における複製の許容

著作権法第35条第1項

学校その他教育機関において教育を担当する者とその授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的として、必要と認められる限度で公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

教育を担当するものとその授業を受ける者

研究授業や授業参観の参観者へ複製物の配布はダメ
学校として複製を作成して配布してはダメ

教育機関における複製の許容

著作権法第35条第1項

学校その他教育機関において教育を担当する者とその授業を受ける者は、その**授業の過程**における使用に供することを目的として、必要と認められる限度で公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

授業の過程

自分の担当する生徒・児童への配布に限定される
学校行事、部活動、特別活動、進路指導も含まれる
教室に備え置く事を目的とした複製はダメ

教育機関における複製の許容

著作権法第35条第1項

学校その他教育機関において教育を担任する者とその授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的として、**必要と認められる限度**で公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

必要と認められる限度

授業の生徒・児童の人数分の複製が認められる。

必要であっても全頁の複製は認められない。

教育機関における複製の許容

著作権法第35条第1項

学校その他教育機関において教育を担当する者とその授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的として、必要と認められる限度で公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

著作権者の利益を不当に害する

市販のワークブックやドリル、問題集、テキスト類など、生徒や児童が購入することを目的に作成されているものの複製は、わずかな複製であっても著作者の経済的不利益に影響を与える恐れがあるのでダメ。

問題1

- 教員が本のコピーの切り貼りでプリントを作成し、授業で使用した。 ○

著作権法第35条第1項

学校その他教育機関において教育を担任する者とその授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的として、必要と認められる限度で公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

教育を担当する者は、授業で使用するために著作物の複製作成が許容される。

問題2

- 本の一部をイメージスキャナーで取り込み授業用のパワーポイントを作成した。 ○

著作権法第35条第1項

学校その他教育機関において教育を担当する者とその授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的として、必要と認められる限度で公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

教育を担当する者は、授業で使用するために著作物の複製作成が許容される。複製先が、紙か電子データでかるか関係ない。

問題3

- 教員がインターネット上の画像や資料をコピーして教材を作成し、これを授業で使用した。○

著作権法第35条第1項

学校その他教育機関において教育を担当する者とその授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的として、必要と認められる限度で公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

教育を担当する者は、授業で使用するために著作物の複製作成が許容される。複製元の著作物が、紙か電子データでかかるか関係ない。

問題4

- 教員がインターネット上の画像や資料をコピーして教材を作成し、これをWebで公開した。 ×

著作権法第35条第1項

学校その他教育機関において教育を担当する者とその授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的として、必要と認められる限度で公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

授業の過程での使用の範囲を超える ×

ただし、著作権フリーの画像や資料を使えば ○

問題5

- 児童が算数のドリルを忘れたので、教師は自分のドリルをコピーして使わせた。○

著作権法第35条第1項

学校その他教育機関において教育を担当する者とその授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的として、必要と認められる限度で公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

購入しているので、市販のドリルであっても著作権者に不利益を与えることはない。

問題6

- PTAで教育問題について議論するために、新聞のコピーを配布した。 ×

著作権法第35条第1項

学校その他教育機関において教育を担当する者とその授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的として、必要と認められる限度で公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

PTAは、授業の過程に該当しない。

問題8

- テレビ番組をビデオに録画して自分の授業に使用する。○

著作権法第35条第1項

学校その他教育機関において教育を担当する者とその授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的として、必要と認められる限度で公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

テレビ番組の場合にも第35条第1項は適用される

問題9

- テレビ番組を動画としてパソコンに取り込み自分の授業に使用する。 ○

著作権法第35条第1項

学校その他教育機関において教育を担当する者とその授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的として、必要と認められる限度で公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

パソコンに取り込んでもOKです。

ただし、「同一性保持」に注意 編集してはダメ¹⁵

問題10

テレビで番組を録画して学生が観たいときに利用できるようにした。 ×

著作権法第35条第1項

学校その他教育機関において教育を担当する者とその授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的として、必要と認められる限度で公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

授業の過程における使用に該当しない。

子供の作品

- 子供たちが書いた絵や文章にも著作権は存在する。
- 授業以外で子供たちの作品を使用する場合は、18歳未満の場合、保護者の同意が必要である。
- 子供の作品を使う場合、著作権というよりプライバシーの立場から考えた方がよい。

肖像権

- プライバシー権

無断で撮影されたり、撮影された写真を勝手に公表されたりしないよう主張できる権利。

- パブリシティ権

著名人の肖像や氏名のもつ集客力から生じる経済的利益を排他的に守る権利。

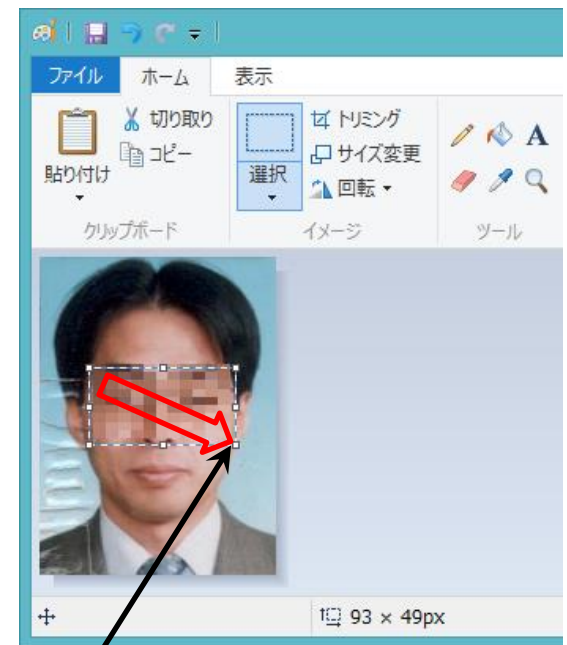
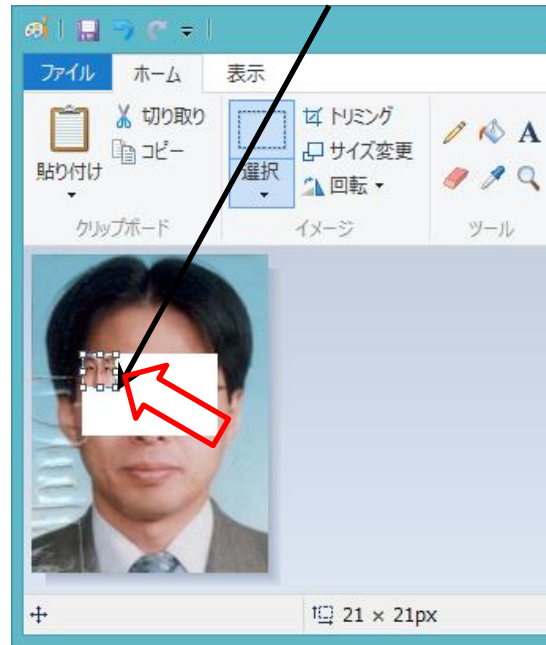
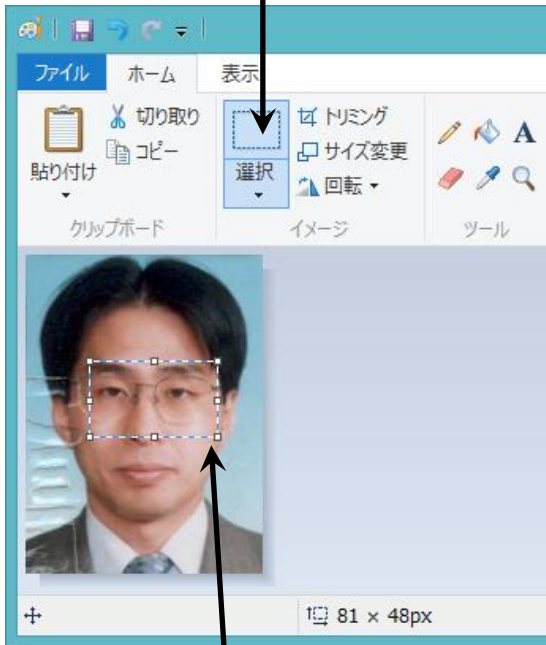
肖像権

- 写真をとる場合、了承を得る
- インターネットに写真を公開する場合
 - (1) 写っている人の了解を得る。
(学校等の場合は、書面でもらっておく)
 - (2) 本人を特定されないような写真を利用する
 - (3) 本人を特定されないように顔にボカシを入れる
- 建物、車、船にも肖像権が認められることもある。

ペイントによるボカシの入れ方

① 選択をクリック

③ 選択範囲をドラッグにより小さくする



② ボカシを入れたい範囲をドラッグにより指定

④ 選択範囲をドラッグによりもとの大きさにする